

眼疾患早期発見コンソーシアム

会則

(総則・名称)

第1条 本会は「眼疾患早期発見コンソーシアム」と称する。

(目的)

第2条 本会は、東北大学病院と宮城県眼科医会、または企業、団体、個人が集まり、本コンソーシアムを通して、眼科における疾患啓発、早期発見、早期受診、治療継続に結び付け、地域医療に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 医療関係者を対象とした学術集会の開催
- (2) 疾患啓発のために必要な事業、冊子の作成、提供
- (3) その他、本会目的を達成するために必要な事業

(構成)

- 第4条
1. 本会は、目的に賛同する眼科臨床に携わる医療従事者、多方面の関係者により構成する。
 2. 本会の運営の中心的な役割を担う企業を「役員企業」と呼び、次の3社によって構成される。
 - (1) 参天製薬株式会社
 - (2) 千寿製薬株式会社
 - (3) 株式会社日本眼科医療センター
 3. 本会に加盟する法人及び個人を「会員」と呼ぶ。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。役員一覧は別紙に記載する。発起人の中で理事を任命する。任期は3年とする。再任は妨げないものとする。

会長	1名
副会長	1名
理事	役員企業3社よりそれぞれ1名
会計・監事	1名

(運営)

- 第6条 1. 本会の運営は、役員によって構成される「役員会」において行われるものとし、議長は会長が務めるものとする。また、各役員は1週間前までに連絡のうえ役員会を招集することができるものとする。
2. 本会の運営に関する意思決定は全て役員会において行われるものとし、役員会における決議方法は役員会出席者の過半数の賛成を要するものとする。
3. 会員は役員会の決議した事項について、異議を述べるることができるものとする。

(会計・会費)

第7条 本会の経費は役員企業及び会員に課される年会費、その他の収入をもって充てる。会員の種別は以下の通りとする。特別会員は役員の承認を得るものとする。予算および決算は役員会において承認される。

- ① 個人会員：1口 2,000円
- ② 医 院：1口 30,000円
- ③ 病 院：1口 50,000円
- ④ 企業団体：1口 50,000円
- ⑤ 特別会員：無料

(会計監事)

第8条 本会の収支決算は毎年4月1日から翌年3月31日を1年度として作成し、会計・監事の役員が監査をしたうえで、役員会に報告しなければならない。また、収支報告結果を会員に報告しなければならない。

(資産の取り扱い)

第9条 本会が保有する資産については、役員及び会員の総有とする。

(秘密保持義務)

第10条 役員及び会員が知り得た本会が秘密として指定する情報については、本会の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に対し提供してはならない。

(入会・退会)

- 第11条 1. 眼疾患早期発見コンソーシアムの趣旨に賛同し、協力会員となる意思を有する者は別に定めるところの年会費を納入するものとする。本会への加盟は、役員会により承諾される。
2. 会員の本会の退会は、いつでも1ヶ月以上前に役員会社に対して書面にて通知することにより、本会を退会することができる。この場合、既に本会へ支払済みの金銭については一切返金されないものとする。
3. 2年間にわたり会費未納の場合は次年の会員資格は更新しない。

(反社会的勢力の排除)

第12条 会員は、自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員及び従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他反社会的勢力でなく、またこれらを利用した活動に関与していないことを本会への加盟に際して表明保証しなければならない。加盟後の当該表明保証違反が判明した場合には、直ちに本会を除名となる。

(事務局・連絡先)

第13条 事務局は会長のもとに、学術集会参加者名簿や参加費の管理など、研究会の運営に必要な諸事務を行う。事務局は当分の間、下記に置く。

事務連絡責任者：國方 彦志

〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町1番1号 東北大学病院眼科医局

TEL：022-717-7292

(定めのない事項)

第14条 本会則の制定・改定については役員の3分の2の承認を要するものとする。